

協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率

◆ 2023年3月分から変更

全国健康保険協会(協会けんぽ)の健康保険料率および介護保険料率は、例年3月分(4月納付分)から見直しが行われています。2023年度の各都道府県の保険料率が変更されていますのでご注意ください。

◆ 健康保険料率

協会けんぽの保険料率は、各都道府県支部別の保険料率が設定されており2023年3月分から適用される健康保険料率は下表のとおりとなっています。全都道府県のうち、もっとも高い保険料率は佐賀県の10.51%、もっとも低い保険料率は新潟県の9.33%となっており、佐賀県と新潟県の保険料率の開きはかなり大きなものになっています。

各都道府県支部別の健康保険料率

支部	保険料率	支部	保険料率	支部	保険料率	支部	保険料率
北海道	10.29%	東京都	10.00%	滋賀県	9.73%	香川県	10.23%
青森県	9.79%	神奈川県	10.02%	京都府	10.09%	愛媛県	10.01%
岩手県	9.77%	新潟県	9.33%	大阪府	10.29%	高知県	10.10%
宮城県	10.05%	富山県	9.57%	兵庫県	10.17%	福岡県	10.36%
秋田県	9.86%	石川県	9.66%	奈良県	10.14%	佐賀県	10.51%
山形県	9.98%	福井県	9.91%	和歌山県	9.94%	長崎県	10.21%
福島県	9.53%	山梨県	9.67%	鳥取県	9.82%	熊本県	10.32%
茨城県	9.73%	長野県	9.49%	島根県	10.26%	大分県	10.20%
栃木県	9.96%	岐阜県	9.80%	岡山県	10.07%	宮崎県	9.76%
群馬県	9.76%	静岡県	9.75%	広島県	9.92%	鹿児島県	10.26%
埼玉県	9.82%	愛知県	10.01%	山口県	9.96%	沖縄県	9.89%
千葉県	9.87%	三重県	9.81%	徳島県	10.25%		

◆ 引上げとなった介護保険料率

介護保険の保険料率は単年度で収支が均衡するよう毎年見直しが行われますが、2023年3月分からは、1.64%から1.82%への引上げとなりました。

健康保険料率および介護保険料率は3月分から変更になるため、3月に賞与を支給する会社では、賞与にかかる保険料から新しい保険料率で計算して賞与から控除します。また、給与計算では自社の社会保険料の控除のタイミングに合わせて控除する保険料率を変更しましょう。なお、健康保険組合に加入している会社においては、各健康保険組合の情報をご確認ください。

◆ 等級別の保険料額

具体的な標準報酬による等級別の保険料額については、各都道府県別に公表されていますので、そちらをご参照ください。また、何かご不明な点があれば、最寄りの協会けんぽ窓口または当事務所までお問い合わせください。

参考HP: 令和5年度保険料額表(令和5年3月分から)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat330/sb3150/r05/r5ryougakuhyou3gatukara/>

CONTENTS

協会けんぽの健康保険料率

- ・介護保険料率…………… P.1
- 2023年度雇用保険料率
のご案内…………… P.2
- 鉄道料金における
インボイス対応…………… P.2
- 所得税・消費税の
振替納税と振替日…………… P.3
- 地方税で新たな納付
サービスがスタートします! …… P.4
- 情報セキュリティ
10大脅威と企業の対策…………… P.5
- 4月度の税務スケジュール…………… P.5
- 今月の名言録…………… P.6
- 無料相談会実施中…………… P.6

最新情報は
ASAKのTwitter(ツイッター)も
ご利用ください!

随時更新しますので
フォローして下さい!



2023年度雇用保険料率のご案内

2023年4月1日から2024年3月31日までの雇用保険料率は、以下のとおりです。お間違えの無いようにお願いします。

失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)

また、雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

事業の種類	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	③		①+② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月~)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

鉄道料金におけるインボイス対応

2023年10月1日の施行まであと半年を迎えるインボイス制度ですが、原則、仕入税額控除を適用するには、取引先から交付を受けたインボイスの保存が必要です。どのような書類がインボイスとして交付され、保存するのが重要となるため、注意が必要です。今回は、東日本旅客鉄道株式会社(JR東日本)への取材に基づき、新幹線等を含む鉄道料金等に係るインボイス交付等の対応をお伝えします。



◆ 新幹線代等のWEB予約した場合のインボイス交付対応は？

鉄道の利用者側にとって、在来線や新幹線の「乗車券」、新幹線や特別急行列車等の「特急券」などの「鉄道料金」については、帳簿保存のみで仕入税額控除ができる「公共交通機関特例」や「出張旅費特例」を適用することになるかと思えます。

ただし、新幹線代が3万円以上となる場合や、出張等で新幹線等を利用した従業員と会社との間で金銭の支給による精算がされない場合など、これら「帳簿保存の特例」を適用できない場合があります。また、帳簿保存の特例は、「3万円未満の鉄道料金」など適用を受ける特例の事項を帳簿に記載するなどの対応も必要です。他方、新幹線等の利用では従業員が領収書等の交付を受け会社に提出する場合は考えられ、その領収書等がインボイスであれば、会社はそれを保存することで仕入税額控除を受けることができます。

こうしたことから、自社の経理対応に合った経費精算等のオペレーションを検討する観点等で、鉄道料金等に係る鉄道会社のインボイスの交付対応がどうなるのかが気になるところです。

	対 象	適用できない場合
公共交通機関特例	適格請求書の交付義務が免除される 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送	1回の取引金額が 3万円以上の場合
出張旅費特例	従業員等に支給する通常必要と認められる 出張旅費等(出張旅費、宿泊費、日当及び 通勤手当)	法人クレジットカードの 利用や会社が直接 乗車券等を購入する場合

◆ 乗車券・特急券の購入領収書をインボイスとして交付

鉄道会社側としては、乗車券や特急券が3万円未満であれば「公共交通機関特例」によりインボイスの交付義務は免除されます。しかし、3万円の判定は、1回の取引金額(例えば、乗車券を4枚まとめて購入したら、4枚の合計金額)で判定することなどから、駅のオペレーションを考慮し、自動券売機・指定席券売機で購入する乗車券や特急券は、券面金額にかかわらず、その自動券売機・指定席券売機や有人窓口(改札・みどりの窓口)において、利用者の求めに応じて簡易インボイスの要件を満たす領収書を交付することになります。ICカード(Suicaなど)による乗車利用は、金額が3万円

未満となるため(Suicaのチャージ上限額は2万円)、基本的に簡易インボイスの交付は行わないようです。

また、JRでは、新幹線の席をインターネットで予約できるシステムがあります。この利用にあたっては、予約後に駅で券を取得するか、チケットレスでも乗車できますが、いずれの場合も、券面金額にかかわらず、ログイン後の「マイページ」から領収書データを“電子簡易インボイス”として交付することが可能です。

◆ 定期券の購入の場合

定期券については、鉄道の利用者側は通勤手当として「出張旅費特例」の適用が考えられます。一方、定期券の券面金額が3万円以上となり「公共交通機関特例」の対象にならないことがあるため、自動券売機・指定席券売機で購入する定期券は、その金額にかかわらず、自動券売機・指定席券売機や有人窓口(改札・みどりの窓口)において、利用者の求めに応じて領収書を簡易インボイスとして交付することになっています。

また、モバイルSuicaで定期券を購入する場合、券面金額にかかわらず、モバイルSuica会員メニューサイトから電子簡易インボイスとして、利用明細書(領収書)が交付されます。

◆ 交通系ICカードへのチャージ領収書に不課税取引である旨を記載

交通系ICカードへのチャージについては、消費税法上、不課税取引に当たりインボイス対応は行われません。ただ、自動券売機でチャージを行った場合、その領収書に不課税である旨は記載されるようです。インボイス制度では税率毎に区分した消費税額等の記載が必要で、チャージと他の取引が混在した領収書の交付が想定されるため、チャージ代は不課税であることを、領収書に明示するとするそうです。

つまり、チャージの領収書だけでは、消費税の課税取引にも、経費処理もできないので注意が必要です。

◆ 入場券、手回り品切符の購入は公共交通機関特例の対象外のため、インボイスを交付

改札内に入るための入場券については、「公共交通機関特例」の対象外となり、自動券売機で簡易インボイスである領収書を交付してもらわないといけません。交通系ICカード等の利用による入場については、利用者の求めに応じて有人窓口(改札・みどりの窓口)で簡易インボイスを交付してもらってください。

同様に、一定の大きさの荷物やペットと乗車の際に必要な手回り品切符も「公共交通機関特例」の対象外となり、利用者の求めに応じて有人窓口(改札)で簡易インボイスを交付してもらってください。

◆ 乗車券・特急券・定期券の払戻しは返還インボイス等を交付

また、利用開始後に定期券等の払戻しが行われる場合は、売上に係る対価の返還等として有人窓口(みどりの窓口)で返還インボイスを交付してもらわないといけなことになります。

一方、利用開始前の乗車券や特急券、定期券の払戻しは、売上に係る対価の返還等に該当しないため、基本的に返還インボイスは交付されません。ただし、利用者が払戻しの証明として返還インボイスを求めた場合や払戻手数料に関するインボイスの交付には対応してもらえます。

所得税・消費税の振替納税と振替日

◆ 振替納税とは

振替納税とは、預貯金口座からの振替により税金を納付する手続きをいいます。事前に振替依頼書を所轄の税務署へ提出することで、利用することができます。ちなみに2021年度における国税の振替納税の利用割合は、12.6%でした。

◆ 2022年分の確定申告の振替日

2022年分の確定申告について、所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ)および個人事業者の消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の振替日および法定納期限は、次のとおりです。所得税と消費税の両方について振替が発生する場合には、それぞれの日に必要な残高があるか、ご確認ください。

令和4年分の確定申告の振替日・法定納期限

税目	振替日	法定納期限
所得税	4月24日(月)	3月15日(水)
消費税(原則)	4月27日(木)	3月31日(金)

◆ 引き落とされなかった場合

万が一、振替口座の残高不足等で引き落としがされなかった場合には、未納付状態となってしまいます。したがってその場合には、他の納付手段を用いて、早急に納める必要があります。

また、未納付となることで、ペナルティとして「延滞税」がかかります。この場合の“延滞税”の対象となる期間は、

法定納期限の翌日から納付する日までとなります。振替日の翌日からカウントが開始するわけではないため、ご注意ください。

なお、延滞税の計算は本税に対して一定の割合を乗じて計算します。この割合は、年や期間によって異なります。2023年中における延滞税の割合は、右表のとおりです。

2023年中の延滞税の割合

期間	割合
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日まで	年2.4%
納期限の翌日から2ヶ月を経過する日の翌日以後	年8.7%

地方税で新たな納付サービスがスタートします！

地方税務手続のデジタル化を図るため、今年の4月1日から、新たな納付サービス「地方税お支払サイト」が運用開始となります。同サイトを通じて、納付書に印字されたQRコードをスマートフォン等から読み取ることで、従来の納付手段に加えて、新たにクレジットカードやスマートフォン決済アプリで納付できることとなります。

具体的には、固定資産税や自動車税などの対象税目で利用可能です。（詳細は、下記の表を参照）

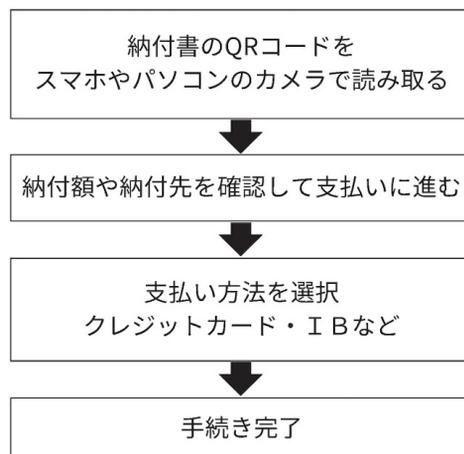
◆ eL-QRが印字の納付書を利用して納付

「地方税お支払サイト」は、納付書に印字された地方税統一QRコード「eL-QR」や「eL番号」を利用した納付手続ができるサイトで、eLTAXを運用する地方税共同機構が運営することとなります。2021年度改正で2023年4月1日以後のeLTAXの対象税目が拡充され、QRコードを活用した納付も開始されることから、納付手段の多様化に向けて準備が進められていたものです。

同サイトの利用時には、「eL-QR」「eL番号」「eLマーク」が印字された納付書が必要となります。利用者がeL-QRに格納された納付書情報（税額、納付期限等）を、スマートフォンのアプリやカメラ機能付きパソコン等から読み取ることで納付額等が表示されます。次に、金額等を確認し、支払方法を選択して手続完了となります。読取りが難しければ、eL番号を直接入力して納付情報を取り込むことも可能です。

1回の手続で最大2,000枚まで納付することができ、eL-QRに対応した金融機関窓口でも納付できます。また、過去の納付履歴を確認し、CSVファイルで出力することも可能です。なお、地方税お支払サイトへのログインの有無、手続の時間帯によって、選択できる支払方法が異なる点にはご注意ください。

地方税お支払サイトの納付フロー



「地方税お支払サイト」の概要と対応可能な支払方法

対象税目	<ul style="list-style-type: none"> 固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割 確定税額を納税者に告知する他の税目も地方自治体の判断で活用可（不動産取得税、個人事業税、国民健康保険税など） 		
利用可能時間	平日	8:30～24:00	すべてのサービス
		0:00～8:30	一部のサービスのみ（※1）
	土日祝	0:00～24:00（終日）	一部のサービスのみ（※1）
支払方法	eLTAXのサービス利用可能時間内		eLTAXのサービス 利用可能時間外
	ログインする	ログインしない	
クレジットカード（※2）	○	○	○
インターネットバンキング	○	○	×
ダイレクト納付（口座振替）	○	×	×
Pay-easy	○	○	×

※1 クレジットカード納付、納付履歴の個別確認

※2 上限は1,000万円未満、納付額に応じてシステム利用料が加算される

情報セキュリティ10大脅威と企業の対策

独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）が発表した「情報セキュリティ10大脅威2023」をもとに、企業が行っているデータセキュリティなどへの対応状況を確認します。

◆ 脅威の1位はランサムウェア

この発表によれば、2022年に発生した社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティにおける脅威を、組織向けと個人向けに分けてIPA がまとめたものです。そのうち、組織向けの情報セキュリティにおける10大脅威は、右上表のとおりです。

IPAによると、ランサムウェアによる被害は、3年連続で1位ということです。以下、サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃や、標的型攻撃による機密情報の窃取が続いています。

IPAでは「ランサムウェアの感染経路は多岐に渡るため、ウイルス対策、不正アクセス対策、脆弱性対策などの基本的な対策を、確実かつ多層的に適用することが重要」としています。

組織向け情報セキュリティの10大脅威

1位	ランサムウェアによる被害
2位	サプライチェーンの弱点を悪用した攻撃
3位	標的型攻撃による機密情報の窃取
4位	内部不正による情報漏えい
5位	テレワーク等のニューノーマルな働き方を狙った攻撃
6位	修正プログラムの公開前を狙う攻撃（ゼロデイ攻撃）
7位	ビジネスメール詐欺による金銭被害
8位	脆弱性対策情報の公開に伴う悪用増加
9位	不注意による情報漏えい等の被害
10位	犯罪のビジネス化（アンダーグラウンドサービス）

IPA「情報セキュリティ10大脅威2023」より作成

◆ 企業側のセキュリティ対応

次に、総務省の調査結果から企業のデータセキュリティやウイルスへの対応状況を見ると、右下表のとおりです。

パソコンなどの端末にウイルス対策プログラムを導入が82.3%と多く、ファイアウォールの設置・導入も50%を超えています。

セキュリティ攻撃を受けた場合、被害は自社だけにとどまらないケースもあります。自社の状況に応じて、必要な対策を講じていくことが不可欠です。

データセキュリティやウイルスへの対応状況

端末にウイルス対策プログラムを導入	82.3
サーバにウイルス対策プログラムを導入	61.0
ID、パスワードによるアクセス制御	56.5
ファイアウォールの設置・導入	51.0
社員教育	49.5
セキュリティポリシーの策定	42.8
OSへのセキュリティパッチの導入	42.6

総務省「令和3年通信利用動向調査（企業編）」より作成

4月度の税務スケジュール

内 容	期 限
3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 4月10日(月)
給与支払報告に係る給与所得者異動届出(市町村長へ)	申告期限 4月17日(月)
2月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税等・法人事業税・(事業所税)・法人住民税＞	申告期限 } 納 期 限 } 5月1日(月)
2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞	
8月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)	
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税等＞	
消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月毎の中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)＜消費税・地方消費税＞	
固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付	左記参照
固定資産課税台帳の縦覧期間 (4月1日から20日、又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)	
固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出の期間 (市町村が固定資産の価格登録を公示した日から納税通知書の交付日後60日までの期間等)	

今月の名言録

「三つ星」を取れる人と取れない人の差 米田肇 HAJIMEオーナーシェフ

三つ星を取れる人とそうでない人の差は、皆が頂点を目指して頑張っている中で、細部にまでとことんこだわられるかが分かれ目だと思います。よくスタッフが「ちょっと火を通し過ぎたと思うんですが、どうですか？」って聞きに来るんですけど、味見をすると全然ちよつとじゃないんです。病院の先生でも、体温がたった0.02度上がっただけでおおごとだと捉える方がいますが、そうした微差を追求できる人が特出できるのだと思います。料理の世界ではその差が品質管理にもすごく影響します。

よく器用なほうがいいですか？ という質問を受けますが、器用であったほうがいいですけど、それ以上に日々の努力を積み重ねられる人のほうが成長します。そのためには小さなミスにも真摯に向き合う姿勢が大事ですね。

私は一流プロの条件は二つあると思っています、一つは高品質な仕事をする事。そしてもう一つはそれを継続して行くことです。

2012年に改革を実行した後、二つ星に落ちたのは、ミシュランのスタッフが私たちの料理のレベルや安定感を探っていたのだと思います。再び三つ星をいただけるまでに5年もかかりました。

坂村真民さんの詩に「本気 本腰 本物」とありますが、本気とは、自分で勝手に決めてしまっている限界を超えることだと思います。車のリミッターと同じで、本当は300キロ出せるエンジンがついているのに、180キロまでしか出せない設定にしている。そのリミッターをカットし、真の力を出すには本気になって打ち込むのみです。

本腰とはすべての責任を背負う覚悟。いつも逃げ腰で、人のせいにするような中途半端な人間は成長できません。

そして本物とは、ぶれない中心軸を持つこと。時代や流行はどんどん変わりますが、本筋って意外と変わってなくて、それに気づける人が本物でしょう。
(「1日1話、読めば心が熱くなる365人の仕事の教科書」飛鳥新社刊)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

何でも気軽にご相談ください！

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022

愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<https://asaoka-kaikei.com/>

【四日市オフィス】 〒510-0105

三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士	浅岡 和彦
不動産鑑定士	佐々木 勝己
社会保険労務士	松永 裕美

